

くすの木園旧園舎跡地における障害者共同生活援助等事業所整備事業者募集の質問および回答

No.	質問	回答
1	敷地の除草と剪定について、現在市は年何回行っており、費用はいくらかかるか。	現在市は障害福祉事業所への優先調達で剪定業者を募っており、回数は年2回、費用は年間約100万円かかっています。
2	10名定員だが、グループホーム4人、短期入所1人の定員の棟を2棟建設してもよいか。	共同生活援助（グループホーム）においては、一つの敷地内での総定員数は短期入所も含めて10人を超えないものとします。 その他、建築基準関係規定に係る内容については、審査指導課へお問い合わせください。
3	1建物を建設した後、別棟を建設してもよいか。残りの敷地はどのように活用すればよいか。	必須事業である共同生活援助（グループホーム）及び短期入所以外に、建物の整備を伴う計画を提案される場合も含めて、建築基準関係規定に係る内容については、審査指導課へお問い合わせください。
4	建築物の規模に制限はないか。例えば5階建てのビルを建設し、多機能型にするなど拡張性をもたせられないか。	施設の整備にあたっては、当該地は市街化調整区域であり、建築可能な建築物の用途が制限されます。その他、建築物の規模等についても、建築基準関係規定を遵守してください。 なお、共同生活援助（グループホーム）においては、一つの敷地内での総定員数は短期入所も含めて10人を超えないものとします。また、共同生活援助（グループホーム）と日中活動系事業所を一つの敷地内あるいは同一建物内に設置しないものとします。
5	関係部局との協議は、障害企画課が協力してくれるのか。	応募等に伴う諸手続きについては、事業者により関係部局と協議していただきます。
6	利用者の決定についてどのような基準を設けるか。	募集要項にもある重度障害者の受け入れの実現のために、市や関係機関への事前の相談はいただきたいと思いますと考えていますが、詳細についてはまだ定まってません。今後、協定等を締結することなどを検討します。
7	短期入所は常時、空き室の確保が求められるのか。	常に空き部屋を確保することまでは求めませんが、緊急に受け入れが必要となった障害者については福祉サービスの利用の有無などを問わずどなたでも受け入れていただけるよう、協定を締結することになります。
8	応募までに設計・建築会社の担当者に現場に入ってもらうことは可能か。	常時施錠しているフェンス内に立ち入る場合は、8月1日（金）15時30分から16時30分の間に本市職員の立ち合いのもと立ち入りは可能です。その場合は、前日16時30分までに枚方市障害企画課まで電話もしくは電子メールにて連絡してください。（事前連絡が1件もない場合は本市職員は現地に赴きません）。なお、本件募集に関する質問は7月15日までとしているため、立ち入りの際、本市職員に対する質問は受け付けません。
9	重度の方の受け入れだが、利用者は事業所側ですべて決定していいのか。	基準上、提供拒否の禁止においては、事業者は原則として利用申込みに対して応じなければならないとしています。 本市による当該事業の趣旨を鑑み、申し込みが重複した際などはご相談いただいた上、より重度な障害者を優先的に受け入れていただくようご配慮をお願いすることもあります。
10	今回の敷地の隣で生活介護を運営しているが、その利用者をそのままGHに入居させてよいか。	基準上、特段の制限はありません。 本市による当該事業の趣旨を鑑み利用希望が重複した際などは本市にご相談いただいた上、より重度な障害者を優先的に受け入れていただくようご配慮をお願いすることもあります。
11	資金計画書についてもう一度説明してください。	現時点では精査されたものを作成するのは難しいと考えるため、収支は大まかな項目でも構いませんが、可能な限り具体的な記載をお願いします。
12	敷地内外の下水、ガス、水道の埋設物等の現状の図面の提供は可能か。	敷地内については、障害企画課に備え付けの「くすの木園旧園舎解体工事竣工図」を閲覧していただくことができます。 敷地外については、それぞれの管理者にご確認ください。なお、下水、水道の情報は、枚方市ホームページ「きてみてひらかたマップ」内の「上下水道施設情報マップ」でもご確認いただけます。